

改正法施行

令和8年
4月1日～

自転車にも青切符導入！！

対象年齢
16歳以上

要チェック
だね！

青森県警察
シンボルマスコット
アピーくん

青森県警察
シンボルマスコット
レビーちゃん

自転車にも交通反則通告制度が導入され、いわゆる青切符が適用されます。免許の有無にかかわらず、16歳以上の全ての自転車運転者が対象となります。

青切符の対象となる違反行為の例

※記載している交通違反は例であり、これ以外の違反でも検挙の対象となります。

ながらスマホ



一発青切符

遮断踏切立入り

反則金
7,000円

ブレーキ不良等

反則金
5,000円

警告を経ず 検挙 されます！ (青切符処理)

信号無視



一時不停止



二人乗り



車道の右側通行



イヤホンの使用



並進



違反の結果、実際に交通への危険を生じさせたり事故の危険が高まっているときは検挙されます。(青切符処理)

注意

重大な違反や事故を起こした時は刑事手続となります。
※逮捕される場合もあります。(例) 飲酒運転、あおり運転等

青森県警察公式SNS
ながらスマホ以外の違反
例も掲載中！
確認してみてね！



青森県警察HP
自転車安全対策公開中！
確認してみてね！



青森県警察本部